

茅野市永明寺山公園墓地管理規則

茅野市永明寺山公園墓地管理規則（平成17年茅野市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、茅野市永明寺山公園墓地条例（平成25年茅野市条例第号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、茅野市永明寺山公園墓地の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「統一聖地」とは、一定の規格による碑石等を建設する聖地をいう。
- (2) 「自由聖地」とは、聖地使用者が自由に碑石等を建設する聖地をいう。

（統一聖地の施設）

第3条 条例第11条第3項に定める基準は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定は、葬儀により設置した墓標については埋葬の日から1年間
は適用しない。

（自由聖地の使用制限）

第4条 自由聖地の使用は、条例第20条に規定する公共事業等で墓地を移転する必要が生じた場合であって、あらかじめ市長の許可を受けたものでなければならない。

（万霊聖地の使用等）

第5条 万霊聖地は、茅野市福祉事務所長が使用することができる。

- 2 前項の場合の管理料は、免除する。

（使用許可の申請）

第6条 条例第7条第1項に規定する申請は、永明寺山公園墓地使用許可申請書（様式第1号）に、聖地申請者の住民票の写しを添付して行わなければならない。

- 2 条例第23条第1項に規定する申請は、前項に定める申請書に、合葬式墓地申請者の住民票の写し及び合葬式墓地申請者と被埋蔵者が異なる場合においては被埋蔵者の住民票の除票の写しを添付して行わなければならない。

- 3 条例第34条第2項に規定する申請は、永明寺山公園墓地管理棟使用許可申請書（様式第2号）により行うものとし、同条第4項ただし書に規定する使用料の減額又は免除を受けようとするときは、永明寺山公園墓地管理棟使用料減免申請書（様式第3号）と併せて申請しなければならない。

（使用許可）

第7条 条例第7条第1項、第23条第1項及び第34条第2項の使用許可は、永明寺山公園墓地使用許可証（様式第4号。以下「許可証」という。）によるものとする。

(許可証の再交付申請)

第8条 聖地使用者及び合葬式墓地使用者は、許可書を紛失し、又は汚損したときは、永明寺山公園墓地使用許可証再交付申請書(様式第5号)に、住民票の写しを添付して申請しなければならない。

(管理人、連帯保証人及び立会人の選定)

第9条 条例第7条第3項に規定する管理人、条例第9条第2項に規定する連帯保証人及び条例第23条第3項に規定する立会人を定めた者は、第6条第1項に定める申請書に管理人、連帯保証人又は立会人の住民票の写し及び印鑑証明書を添付して申請するものとする。

2 管理人は、市内に住所を有する者でなければならない。ただし、聖地が既使用聖地であって、やむを得ない理由により市内に住所を有する者を管理人として定められないと市長が認めたときは、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、富士見町又は原村に住所を有する者を管理人として定めることができる。

3 連帯保証人は、市内に住所を有する者でなければならない。

(使用の承継申請)

第10条 条例第12条及び第28条に規定する使用承継許可申請は、永明寺山公園墓地使用承継許可申請書(様式第6号)に許可証、住民票の写し、戸籍謄本等を添付して行わなければならない。

2 前項の規定により、市外に住所を有する者が申請の手続を行う場合は、新たに管理人を定めるものとし、その手続きについては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(聖地使用者等の変更届)

第11条 聖地使用者及び合葬式墓地使用者は、住所、氏名、管理人等を変更したときは、永明寺山公園墓地使用変更届出書(様式第7号)に、変更後の住民票の写し等変更事項を証明する書類を添付して届け出なければならない。

(工事施工手続等)

第12条 使用の許可を受けた聖地に施設の新設又は改修をしようとする聖地使用者は、永明寺山公園墓地内工事着手(完了)届出書(様式第8号)に設計書等の書類を添付して市長に届出をし、現地立会いの上承認を受けなければならない。工事が完了したときも同様とする。

2 聖地使用者は、工事の施行等によって使用許可を受けた聖地以外の場所を使用したときは、工事の終了後直ちに使用場所を原状に復し、市長の承認を受けなければならない。

(使用聖地変更等の禁止)

第13条 聖地使用者は、市の設置した境界杭、縁石等を移動し、若しくは撤去し、又は土盛り等により聖地を高くし、若しくは囲いをしてはならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(埋蔵等の届出)

第14条 聖地使用者及び合葬式墓地使用者は、焼骨を埋蔵し、又は改葬しようとするときは、市長に埋葬・火葬許可証を提出しなければならない。

(焼骨の容器に係る基準)

第15条 条例第27条第3項に定める焼骨の容器の基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅22センチメートル以下、高さ26センチメートル以下、奥行き22センチメートル以下であること。
- (2) 材質は、陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- (3) 箱等の外装を施していないこと。

(石板)

第16条 市長は、合葬式墓地使用者に、被埋蔵者の氏名等を刻むための石板(以下「石板」という。)を交付するものとする。

2 市長は、合葬式墓地使用者が希望するときは、石板を合葬式墓地内に設置する掲示場に掲示するものとする。

3 被埋蔵者の氏名等は、合葬式墓地使用者が石板に刻むものとし、これに要する費用は、合葬式墓地使用者の負担とする。

4 石板には、次のいずれかに該当するものを刻み、又は表示してはならない。

- (1) 宗教に関するもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) その他公園墓地の管理上不相当と認められるもの。

(返還手続等)

第17条 条例第13条並びに第29条第1項及び第2項の規定により、聖地を返還し、又は合葬式墓地の使用を中止するときは、永明寺山公園墓地返還届出書(様式第9号)により行わなければならない。この場合において、第14条又は第30条の規定により使用料の還付を受けることができるときは、永明寺山公園墓地使用料還付請求書(様式第10号)を添付して届け出なければならない。

(公園墓地内の営業)

第18条 条例第35条に規定する公園墓地内における営業許可の申請は、永明寺山公園墓地内営業許可申請書(様式第11号)により行わなければならない。

2 条例第35条の許可は永明寺山公園墓地内営業許可証(様式第12号)によるものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。